並びにその利用を必要とする事由

② 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保[illegible]務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、[illegible]士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理[illegible]行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事[illegible]務に関する業務を遂行するために必要がある場合に[illegible]本等の交付の請求をすることができる。この場合に[illegible]該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種[illegible]件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者[illegible]第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしな[illegible]ない。

④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司[illegible]地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士[illegible]ている事件について次に掲げる業務を遂行するために[illegible]る場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることがで[illegible]の場合において、当該請求をする者は、その有する資[illegible]事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとす[illegible]及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをし[illegible]ればならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上[illegible]しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士[illegible]法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二 司法書士にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）

三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士にあつては、[illegible]十七号）第[illegible]律第二百三[illegible]に関[illegible]

五 [illegible]

選[illegible]百九号[illegible]した訴訟代理[illegible]百九号）第三十五条第[illegible]としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

⑥ 前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。

第一〇条の三【交付請求の際の本人確認等】 ① 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

② 前項の場合において、現に請求の任に当たつている者が、当[illegible]請求をする者（前条第二項の請求にあつては、当該請求の任[illegible]たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請[illegible]いう。）の代理人であるときその他請求者と異なる者で[illegible]で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規[illegible]求の任に当たるものであることを明らかにする[illegible]ければならない。

[illegible]者に対する必要な説明の要求】 市町村長は、[illegible]から第五項までの請求がされた場合におい[illegible]より請求者が明らかにしなければならない[illegible]ていないと認めるときは、当該請求者に対[illegible]めることができる。

[illegible]製又は補完】 戸籍簿の全部又は一部が、滅[illegible]失のおそれがあるときは、法務大臣は、そ[illegible]いて必要な処分を指示する。この場合にお[illegible]であるときは、その旨を告示しなければな[illegible]

[illegible]の再製の申出】 ① 虚偽の届出等（届出、報[illegible]しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又[illegible]以下この項において同じ。）若しくは錯誤による[illegible]町村長の過誤によつて記載がされ、かつ、その記[illegible]十四条第二項、第百十三条、第百十四条又は第百[illegible]定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に[illegible]ている者（その戸籍から除かれた者を含む。次項にお[illegible]同じ。）から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製[illegible]の申出があつたときは、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によつて記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

② 市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときも、前項本文と同様とする。

第一二条【除籍簿】 ① 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

ポケ六は…
改正条に傍線を引いているので
改正された条文が
ひと目でわかる！

戸籍の記載事項に
「氏名の振り仮名」
が追加されました
（戸籍法13条2号）
新しい六法を買ったら，まずは
改正箇所をチェック

② 第九条、第十一条及び前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍について準用する。

第一二条の二【除籍謄本等の交付請求】 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。

第三章 戸籍の記載

第一三条【戸籍の記載事項】 ① 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名
二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）
三 出生の年月日
四 戸籍に入つた原因及び年月日
五 実父母の氏名及び実父母との続柄
六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
七 夫婦については、夫又は妻である旨
八 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示
九 その他法務省令で定める事項

② 前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。

③ 氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

＊令和五法四八（令和七・六・八までに施行）による改正前
第一三条【戸籍の記載事項】戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。
一 （略）
新二 （改正により追加）
二―八 （略、改正後の三―九）
（改正後の①）
②③ （改正により追加）

第一四条【氏名の記載順序】 ① 氏名を記載するには、左の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻
第二 配偶者
第三 子

② 子の間では、出生の前後による。

③ 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第一五条【戸籍の記載手続】 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第一六条【婚姻による新戸籍の編製】 ① 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

② 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

③ 日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第一七条【子ができたことによる新戸籍の編製】 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第一八条【子の入籍】 ① 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。

② 前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

③ 養子は、養親の戸籍に入る。

第一九条【離婚・離縁等による入籍又は新戸籍の編製】 ① 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

② 前項の規定は、民法第七百五十一条第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十一条第四項の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

③ 民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）又は同法第八百十六条第二項（同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消し又は離縁若しくは縁組の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないとき、又はその者を筆頭に記載した戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

第二〇条【入籍者に配偶者があるときの新戸籍の編製】 前二条の規定によつて他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときは、前二条の規定にかかわらず、その夫婦について新戸籍を編製する。

第二〇条の二【氏の変更による新戸籍の編製】 ① 第百七条第二項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

② 第百七条第四項において準用する同条第一項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつたときは、届出事件の本人について新戸籍を編製する。

第二〇条の三【特別養子縁組届による新戸籍の編製】 ① 第六十八条の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が養親の戸籍に在るときは、この限りではない。

② 第十四条第三項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第二〇条の四【性別の取扱い変更審判の場合の新戸籍の編製】 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

第二一条【分籍】 ① 成年に達した者は、分籍をすることができる。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

② 分籍の届出があつたときは、新戸籍を編製する。

第二二条【無籍者についての新戸籍の編製】 父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をすべきときは、新戸籍を編製する。

第二三条【除籍】 第十六条乃至第二十一条の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は国籍を失つた者も、同様である。

第二四条【職権による戸籍の訂正】 ① 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

② 前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

③ 前項の規定にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なもので

改正条に傍線！

改正条がすぐわかる